

「建設業法違反事例について」

- 1 監督処分件数 (R2年～R6年)
- 2 主な違反行為の内容
- 3 適正な施工管理等にあたって

岡山県土木部監理課建設業班
令和6年11月

1 監督処分件数（R2年～R6年）



建設業者が建設業法や関係する他法令に違反した場合、建設業法の監督処分の対象になります。岡山県が監督処分を行った主な違反の内容は次のとおりです。

主な違反の内容	R2	R3	R4	R5	R6(※)
建設業許可に係る虚偽申請	5	4	2	2	1
労働安全衛生法違反	3	3			2
廃棄物処理法違反		3	2	2	1
配置技術者違反	2	3	2		
経営事項審査に係る虚偽申請			1	2	1
無許可営業		1	1		1
その他事案		3	1	2	

※ R6年は10月末現在の件数です。

2 主な違反行為の内容



◆ 建設業許可に係る虚偽申請

特に役員等について、過去に変更があったにもかかわらず届出がないまま許可を申請している事案が多く見受けられます。

◆ 労働安全衛生法違反

役職員が労働安全衛生法により刑に処された場合は監督処分を行うこととなります。刑を受けた事実については、労働局から監督行政庁に通報が届くこととなっています。

◆ 廃棄物処理法違反

建設業の業務に関して、野焼き、不法投棄などを行い、役職員が廃棄物処理法により刑に処された場合は、監督処分の対象となります。

◆ 主任技術者等の配置義務違反

工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない工事にもかかわらず、営業所の専任技術者が配置されている事案、同期間に別工事に重複配置されている事案の他、営業所の専任技術者が遠方での工事に配置されている事案が多く見受けられます。

3 適正な施工管理等にあたって



- ・ 監督処分を受けた場合、その内容は公表され、事業者の社会的な信用が損なわれ、また、入札参加資格を有していた場合、指名停止措置を受けることとなり、営業にも大きなダメージを受けることにつながりかねません。
- ・ 監督処分に至らないまでも、標識の未掲示や書面によらない契約締結などは、日頃から通報や相談が多く寄せられているところです。

建設業の適正な施工管理等にあたっては、建設業法をはじめ関係法令をよく理解した上での法令遵守が求められています。

もし、建設業法における違反等が確認された場合は、監理課建設業班や駆け込みホットラインまで連絡をお願いします。